

**平成31年度**

**南砺市小規模事業者後継者支援事業補助金**

**公募要領**

**南砺市ブランド戦略部商工課**

## 1. 事業の目的

経営者の高齢化など後継者不足に直面している実情を踏まえ、廃業による雇用の機会又は貴重な技術等の喪失防止及び地域コミュニティを維持することを目的に、事業を承継する後継者に対し、既存店舗のリニューアル費用等の補助を行う。

## 2. 補助対象者

次の項目すべてに該当する者

- ・ 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 5 項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するもの。
- ・ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)の適用を受けていないこと。※対象業種は全業種とします。(H31 年度改正)
- ・ 大企業が実質的に経営に参画していないこと。
- ・ 事業を承継し 2 年以内の後継者又は後継者の UIJ ターン等に合わせて既存店舗のリニューアル等を実施する事業主。(被承継予定者)

※事業承継の誓約書を提出していただきます。

※他所で働いていた市内在住者も、事業承継予定者とみなします。

- ・ 市内において申請年度内に補助事業の完了を予定していること。
- ・ 市税を滞納していないこと。
- ・ 南砺市商工会の会員であること。
- ・ 交付決定後も 3 年以上継続して経営を続けること。
- ・ 暴力団等の反社会的勢力でないこと、反社会的勢力との関係を有していないこと、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けていないこと、及びこれに類すると認められないこと。
- ・ 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会に加盟していないこと。

## 3. 補助金額

補助事業	補助対象経費	補助率	補助金の上限
既存店舗改装事業(市内業者に発注したものに限り)	事業の用に供する店舗、工場、事務所等の改装費	補助対象経費の 2 分の 1 以内。ただし転入者及び転入者の事業承継予定者を雇用した被承継予定者は、補助対象経費の 10 分の 6 以内。	300 万円以内。ただし転入者及び転入者の事業承継予定者を雇用した被承継予定者は 360 万円以内。 <u>うち備品にかかる費用は 50 万円以内。</u>
	備品購入費用	補助対象経費の 3 分の 1 以内。	

※1 補助対象事業所にて事業経営を 3 年以上継続して行うこと。

※2 補助金額 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てとする。

※3 経営状況について商工会等から適宜指導を受け、補助事業開始から 3 年間、個人事業主は、毎年度 6 月末までに、法人の場合は、会計年度終了後 2 箇月以内に小規模事業者後継者支援事業定期報告書に係る書類を添えて提出すること。

※後継者が転入者の場合は、市への転入の日から 5 年未満の者であって、かつ、転入の日前 5 年間に於いて市内に住所を有していなかったものに限る。

#### 4. 補助対象経費

補助対象事業に要する経費のうち、下記の①～③の条件のすべてに該当する経費を対象とする。

- ①使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ②交付決定日以降の契約・発注により発生した経費
- ③証拠書類等によって金額・支払い等が確認できる経費

#### ◆既存店舗改装事業

費目	内容（例示）
改装費	<p><b>事業所等の外装及び内装工事費用</b></p> <p><u>※原則として市内に事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主からの購入又は施工に限る。</u></p> <p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>事業所等の外装工事・内装工事費用</b>（住居兼事業所等については、事業所等専用部分に係るもののみ）</li><li>・ 当該事業所等の土地に構築する物（看板等）</li></ul> <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 不動産の購入費</li><li>・ 当該事業所等以外の事務所等の外装工事・内装工事費用</li><li>・ 躯体工事</li></ul>
備品購入費	<p>事業実施に必要な工具、器具及び備品の調達費</p> <p><u>※原則として市内に事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主からの購入又は施工に限る。</u></p> <p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 機械装置調達費用</li><li>・ 工具・器具・備品の調達費用</li></ul> <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 中古品購入費</li><li>・ 車両の購入費</li><li>・ 汎用性が高く、使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと特定できない物の調達費用</li><li>・ 当該事業所等以外で使用する機械装置・工具・器具・備品の調達費用</li></ul>

下記に補助対象とならない経費を例示しますのでご参照ください。

(その他対象とならない経費)

- ・ 求人広告
- ・ 通信運搬費（電話代、切手代、インターネット利用料金等）、光熱水費
- ・ プリペイドカード、商品券等の金券
- ・ 事務用品・衣類・食器等の消耗品に類する費用、雑誌購読料、新聞代、書籍代
- ・ 団体等の会費
- ・ 応募者本人及び従業員のスキルアップ、能力開発のための研修参加に係る費用
- ・ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ・ 各種保険料
- ・ 振込手数料
- ・ 本補助金の交付申請書等の書類作成・送付に係る費用
- ・ 上記を含め、他の事業との明確な区分が困難である経費

上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切な経費

## 5. 補助対象期間

補助事業区分	補助対象期間
既存店舗改装事業	交付決定日から令和2年3月31日まで

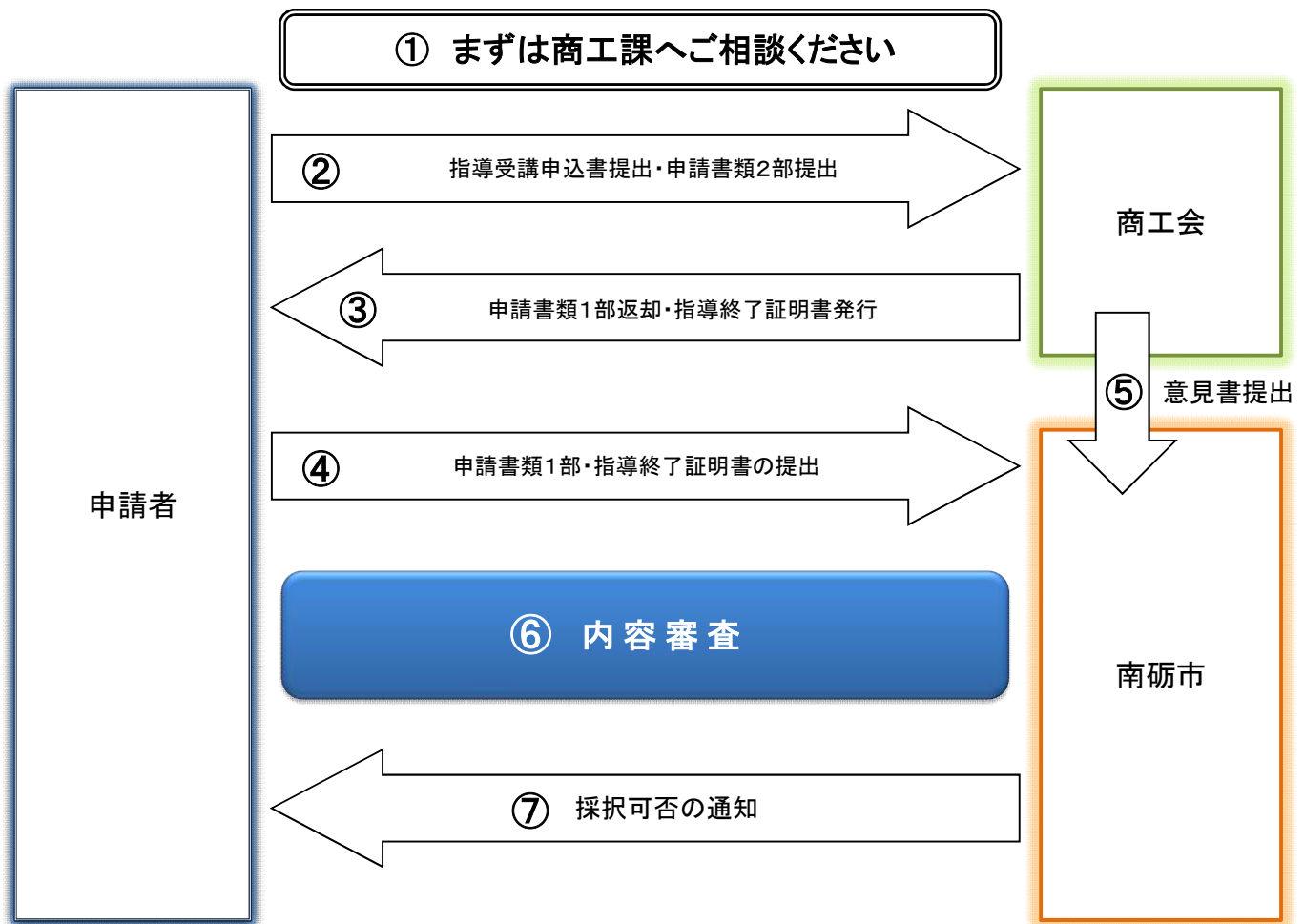
## 6. 募集期間

平成31年4月1日（月）から令和2年1月31日（金）まで

※応募期間内に「南砺市商工会」へ事業計画の相談と申請書類2部を提出してください。

（申請の流れは7に記載されているとおりです。）

## 7. 申請から採択可否の流れ



### (1) 申請書類の提出

下記8に掲げる申請書類2部を南砺市商工会に提出し、事業計画の相談を行ってください。その後、南砺市商工会から申請書類の1部返却されますので、申請書類を南砺市商工課に提出してください。申請書類の受付後、市で内容を確認し、必要に応じて事業計画の内容をヒアリングします。

### (2) 補助金交付可否の決定通知

事業内容を審査後、結果をもとに補助金交付可否を決定し、申請者に対して結果を書面で通知します。

### (3) 実績報告書の提出

補助対象事業が完了した場合、南砺市小規模事業者後継者支援事業補助金実績報告書に、補助対象経費の執行が確認できる証拠書類（領収書等）を添付し、提出してください。

### (4) 補助金額の確定

提出された実績報告書等を確認し、補助対象事業が適正と認められた場合、補助金額を確定した後、補助金確定通知書により通知します。

## 8. 提出必要書類

	書類内容	備考
1	小規模事業者後継者支援事業補助金交付申請に係る指導受講申込書（様式第1号）	
2	南砺市商工会の指導を終了したことが証明できる書類の写し	
3	補助金交付申請書（様式第2号）	
4	事業計画書	
5	対象事業所等の平面図	
6	対象事業所等の位置図	
7	対象事業に係る見積書等内訳及び金額が明記してあるもの	
8	事業着工前の事業所等写真	
9	履歴事項全部証明書	個人事業主の場合は開業届の写し
10	直近2期分の決算報告書の写し	個人事業主の場合は収支内訳書の写し
11	市税の納税証明書	
12	戸籍の附票	申請者が転入者の場合
13	その他補足説明資料	

## 9. 注意事項

- (1) やむを得ない事情等により、事業の変更又は中止をしようとする時は、小規模事業者後継者支援事業中止（廃止）承認申請書を速やかに提出してください。
- (2) 補助金交付申請書等に虚偽の記載があった場合、交付の決定を取り消すことがあります。
- (3) 補助金交付申請書等の様式は、南砺市ホームページからダウンロードしてください。
- (4) 本補助金の交付にあたっては、本公募要領のほか、「南砺市補助金等交付規則」及び「南砺市小規模事業者後継者支援事業補助金交付要綱」の規定が適用されます。

(問い合わせ先・申請書等の提出先)

### ★南砺市商工会

〒939-1576 南砺市やかた324

TEL 0763-22-2536 FAX 0763-22-4317

### ★南砺市ブランド戦略部商工課

〒939-1892 南砺市城端1046 南砺市役所城端庁舎

TEL 0763-23-2018 FAX 0763-62-2112